

11月定例会の日程

開 会	11/21 本会議	11/28～30 本会議	12/3～7 常任委員会	12/10 本会議	閉 会
	市長提出案件について 市長より提案説明	個人質疑、議案外質問	市長提出案件について 審 査	市長提出案件などについて 議 決	

提出案件の賛否

■11月定例会では、**市長提出案件17件と議員提出議案5件**について、**全て全会一致により原案どおり可決**(※は異議なき旨の答申議決)しました。

市長提出案件(17件)

●障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の制定

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関し基本となる事項を定めるものです。

〈主な特徴〉.....

- 障害者差別に特化した障害者差別相談センターを中心とした相談体制
- 差別相談にかかる事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う障害者差別解消調整委員会の設置
- 市長の勧告(正当な理由なく、事業者が障害者差別解消調整委員会のあっせん案を受諾しない場合など)

施行期日：平成31年4月1日



●財産の取得

久屋大通公園(北エリア・テレビ塔エリア)に設置する特定公園施設を取得するものです。

主な特定公園施設…… 園路 約8,000㎡、広場 約12,000㎡、
駐車場、駐輪場など

買 入 金 額：26億3,980万円

買入れの相手方：三井不動産株式会社



久屋大通公園(北エリア)の整備後イメージ



久屋大通公園(テレビ塔エリア)の整備後イメージ

- 名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正
- 職員の給与に関する条例の一部改正
- 地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
- 平成30年度名古屋市一般会計補正予算(第5号)など補正予算7件(詳細は、1面)
- 財産の処分
- 指定管理者の指定(2件)
- 当せん金付証票の発売
- 人権擁護委員の推薦※

議員提出議案(5件)

- 学校施設の老朽化対策に必要な財政措置の拡充を求める意見書など5件(詳細は、3面)

浅井康正議員(減税日本ナゴヤ前団長・名東区選出)の 違法なブロック塀設置問題にかかる委員会での主なやりとり

委員会では、これまでの名古屋市の取り組みとは逆行する浅井康正議員の行動に関し、土木関係の知識を有していたことや、委員会の審査を遅延させたこと、自己の違法状態を放置する一方で教育子ども委員会の副委員長として安閑とブロック塀対策に関する補正予算審議に加わっていたこと、建築確認申請にかかる手続き及び危険なブロック塀に対する認識の甘さなどについて、厳しい指摘がなされました。委員会での主なやりとりは以下のとおりです。

■ 12月4日の都市消防委員会での指摘の概要

委 員 浅井康正議員は、土木業を営んでおり、素人ではない。にもかかわらず、自分でブロックを積んでおり、問題である。委員会で問題になったことを踏まえ、すぐに撤去していただくことを願う。

■ 12月5日の教育子ども委員会での浅井康正議員に対する討議の概要

浅井康正議員 個人的な件で委員会の開会が遅れて申し訳ない。問題になっているブロック塀等については宅地造成法に適合するように改善を行っていく。

委 員 委員会で個人的な釈明をして、委員会の傍聴者を待たせて申し訳ないと、私ではなくあなたが謝るべきだ。

浅井康正議員

委 員 宅地造成法というが、建築基準法違反で指導を受けているのではないか。

浅井康正議員 そのとおりである。言葉足らずであった。

委 員 教育子ども委員会で学校施設等のブロック塀について、まさにあなたが指導を受けている項目の全てが議論されており、議員として認識していないといけなのにもかかわらず、建築基準法に違反するブロック塀をつくり、それを放置し、議会の重要な意思決定にまで加わっていたことが大きな問題である。

委 員 浅井康正議員は教育子ども委員会の副委員長を辞任したいとのことだが、後任は。

浅井康正議員 まだ考えがない。時間をいただければすぐやる。

委 員 そんな状況で委員会を開いたのか。

浅井康正議員 認識がなかった。

委 員 減税日本ナゴヤは、今まで何度も委員長や副委員長を途中で突然辞めて交代してきているのに、認識がなかったというのはあり得ない。時間があればすぐやると言ったが、すでに減税日本ナゴヤで帰った議員がいる。勝手に浅井康正議員の記者会見を開いて議会の混乱させている対象会派とは思えない。

[副委員長の後任の取り扱いについて協議のための休憩後]

委 員 先ほどの休憩中の減税日本ナゴヤ内の協議も、2名欠席だったと聞いている。繰り返される減税日本ナゴヤを原因とする騒ぎで、いたずらに時間をかけることは慎んでほしい。

■ 12月7日の議会運営委員会での質疑の概要 (浅井康正議員は参考人として出席)

委 員 違法なブロック塀等は、建築確認申請時の図面には入っていなかったのか。

浅井康正議員 はい。申請後につくことを決めた。

委 員 そのような場合、変更の届けをする必要があることを知らなかったのか。

浅井康正議員 知らなかった。

委 員 浅井康正議員は土木関係の仕事をしていたので、国家資格を持っているのではないか。

浅井康正議員 土木工事等の施工管理技士2級の資格を持っている。

委 員 資格を取るためには今回問題になっている擁壁などについても知識が必要なのでは。

浅井康正議員 試験の科目にあったと思う。

委 員 資格を持っていながら、今回の工事に問題があるという認識はなかったのか。

浅井康正議員 認識がなかった。

委 員 資格を持っているプロが、自ら違法なブロックを積んでいたということで、認識がなかったというのはおかしい。

委 員 6月の大阪北部地震後、危険なブロック塀の撤去について、議会でも活発に議論をしてきた。議員は市当局から資料の提供や説明を受け、知る機会は十分にあったはずであり、それでも、自宅のブロック塀は危険ではないと思っていたのか。

浅井康正議員 そうである。

委 員 あまりにもおかしい。議員として理解がないと言わざるを得ない。

委 員 誠意をもって説明をしたとは思えない。

※12月7日の議会運営委員会では、今回の混乱を招いたことに対する減税日本ナゴヤとしての責任の取り方などについて、11月定例会閉会後も継続して協議することになりました。なお、1月17日に開催した議会運営委員会において協議を行いました。その後継続協議となりました。(1月末日現在)

12月6日に、「減税日本ナゴヤ」から浅井康正議員の離団届が提出され、同日、「市民の会(1人)」が発足しました。